



ドリーム年金

拠出型企業年金保険(Ⅱ)

事務幹事会社

第一生命保険株式会社

2024年度

〈商品内容のご説明〉

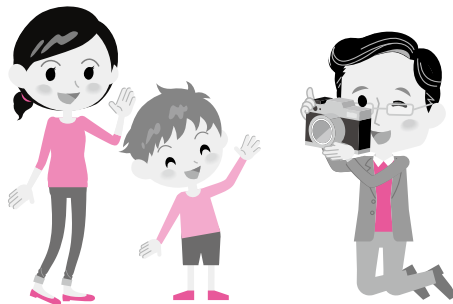
パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)

JFEグループドリーム年金は、ゆとりある将来のために今から準備できます。

退職後の生活に備え、在職中に保険料を払い込み、保険料払込満了後に給付金を受け取れる制度です。

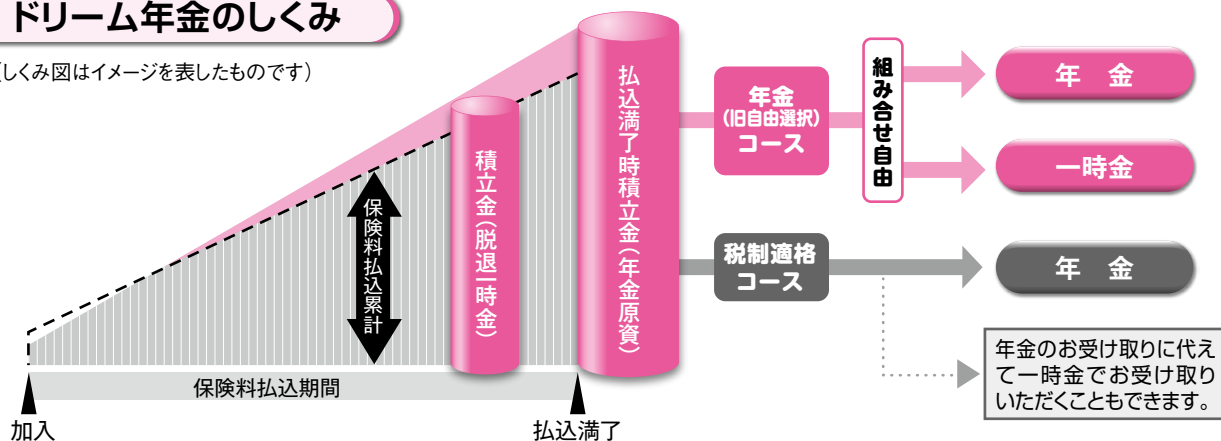
保険のポイント

- ▶ 月払の場合、1,000円から加入でき、半年払(ボーナス払)も併用できます。
- ▶ 毎月保険料の変更ができ、ライフプランにあわせて自由に払い込みできます。
- ▶ 年金(旧自由選択)コースと税制適格コースから選べます。
両方のコースに加入することもできます。(いずれのコースも加入年齢等の制限があります。)
- ▶ 支払った保険料は「一般生命保険料控除(年金(旧自由選択)コース)」、
または「個人年金保険料控除(税制適格コース)」の対象となります。
※税務のお取り扱いについては、2023年11月時点の法令等にもとづいたものであり、
将来的に変更されることもあります。
詳しくは「税法上の取扱」(P6)をお読みください。
- ▶ 保険料払込満了時に受取方法をお選びいただけます。
- ▶ 年金(旧自由選択)コースは積立期間の途中で一部払出し(減口払出し)ができます。
所定の事由によります。取扱月は3、6、9、12月の年4回となります。
詳しくは「積立期間中の取扱について」(P2)をお読みください。



ドリーム年金のしくみ

(しくみ図はイメージを表したものです)



保険料払込期間中にご加入者が死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払保険料と半年払(ボーナス払)保険料のそれぞれ1回分)を加算した遺族一時金をご遺族にお受け取りいただけます。

(注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料払込累計額を下回ることがあります。

詳しくは「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について」(P7)をお読みください。

加入年月日 2024年10月1日(火) 毎月1日付で加入いただくこともできます。



JFE ホールディングス 株式会社

加入(増口)にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、下記『意向確認のお願い』にてご自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認(チェック)をお願いします。(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

意向確認のお願い 以下の契約内容がご自身のご意向(ニーズ)に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)ください。

- ☐ 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料払込累計額を下回ることがあります。
詳しくは「給付額試算表」(P3)、「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」(P7)をお読みください。
- ☐ 給付内容・給付額試算表の金額等はご意向(ニーズ)に沿っていますか?
詳しくは「積立期間中の取扱について」、「給付額試算表」、「1.年金」、「2.一時金」(P2～5)をお読みください。
- ☐ 保険料・保険料払込方法・保険料払込期間はご意向(ニーズ)に沿っていますか?
詳しくは「加入に際して」、「積立期間中の取扱について」(P1～2)をお読みください。



「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項が記載されています。このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。なお、既加入者の方(既にお申し込みいただきました方)においても、制度の内容が変更となる場合があるため、常に最新のパンフレットを保管ください。

契約概要(拠出型企業年金保険(Ⅱ))

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

商品名称

拠出型企業年金保険(Ⅱ)・拠出型企業年金保険(Ⅱ)遺族年金特約

商品の特徴

- ・拠出型企業年金保険(Ⅱ)は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ・自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するために在職中に保険料を払い込み、保険料払込満了後に給付金を受け取れます。
- ・保険料払込期間中に死亡された場合には、死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金が加算された金額をご遺族が受け取れます。

加入に際して

		年金(旧自由選択)コース	税制適格コース
加入資格		加入日現在、満15歳以上の方で、 <u>払込満了日までの期間が2年以上ある役員、社員の方</u>	加入日現在、満15歳以上の方で、 <u>払込満了日までの期間が10年以上ある役員、社員の方</u>
		退職により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。	
初めて加入される方		毎月1日、新規加入ができます。	
すでに加入されている方	増口・減口	毎月1日、現在の保険料の一部を増口(増額)、減口(減額)できます。ただし、減口(減額)の際は次に記載の払込休止と同様の事由が必要です。減口(減額)部分の積立金は、減口(減額)時には払い出さず積み立てておきます。増口(増額)日、減口(減額)日は、月払は毎月1日、半年払(ボーナス払)は1月1日および7月1日となります。	
	払込休止	以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により払込休止ができます。 ※払込休止とは払方毎に払込保険料の全額を一時中止することです。月払を払込休止する場合は半年払(ボーナス払)も払込休止となります。中止時の積立金は払い出さず積み立てておきます。 事由(1)災害(2)疾病・障害(3)住宅の取得(4)教育(5)結婚(6)債務の弁済(7)その他保険料のお払い込みに支障のある場合	払込休止は半年払(ボーナス払)のみお取り扱いができます。 ※払込休止とは払方毎に払込保険料の全額を一時中止することです。中止時の積立金は払い出さず積み立てておきます。年金(旧自由選択)コースと同様の事由が必要です。
加入口数と開始月		①月払は1口1,000円とし、1口(1,000円)以上400口(40万円)までです。 ②半年払(ボーナス払)は1口1,000円とし、1口(1,000円)以上1,000口(100万円)までです。 ③月払のみの加入、または半年払(ボーナス払)との併用が可能です。(半年払(ボーナス払)のみの加入はできません。)	
		①保険料の控除開始月は、月払は加入月から、半年払(ボーナス払)は1月分が12月、7月分が6月からとなります。 (半年払(ボーナス払)については、脱退された場合、その時点で脱退日以降の期間分に対応する保険料精算は行わずに給付金としてお受け取りいただきます。) ②保険料はご加入者の負担となります。	
払込満了日		・役員：満75歳に達した直後の3月、6月、9月および12月の末日。 ・社員：満65歳に達した直後の3月、6月、9月および12月の末日。 ただし、各所属会社の定年年齢に達した場合は脱退いただきます。	
コース間の取扱		年金(旧自由選択)コース、税制適格コース間の積立金の移行はできません。	

積立期間中の取扱について

	年金(旧自由選択)コース	税制適格コース
一部払出し (減口払出し)	①年4回(3・6・9・12月)、加入口数の一部を減口してその部分に対応する積立金を払い出すことができます。 一部払出しの事由は (1)災害(2)疾病・障害(3)住宅の取得(4)教育 (5)結婚(6)債務の弁済のいずれかに該当する場合です。 ②払い出し金額は20万円以上、1万円単位です。なお、払込加入口数は同時増口したものとするため、お払い込みいただく保険料に変更はありません。 ※「払出請求書」を取扱月の前月の10日から取扱月の10日までに最寄りのJFEライフへご提出ください。 ※払込休止および繰延期間中の方は一部払出しができません。	お取り扱いできません。
一部積増し (一時払) 	①年2回(1・7月)、一部積増し(一時払)ができます。 ②一時払は1口(1,000円)単位とし、100口(10万円)以上10,000口(1,000万円)までです。 ※一時払を希望される方は、最寄りのJFEライフまでお申し出ください。 申込締切はそれぞれ12月20日、6月20日です。 払込期日はそれぞれ1月25日、7月25日までとなります。 ※払込休止の方は一部積増し(一時払)ができません。 ※一時払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。	
退職時積増し (一時払) 	①退職・脱退時(年金受給権取得時または繰延選択時)に積増し(一時払)ができます。 ②一時払は選択した年金種類に応じて、次の金額の範囲内となります。 (確定年金)1,000万円または退職・脱退時(年金受給権取得時または繰延選択時)の積立残高のいずれか小さい額 (終身年金)1,000万円まで ※一時払を希望される方は、最寄りのJFEライフまでお申し出ください。 ※月払および半年払(ボーナス払)のお払い込みは終了となります。 ※払込休止の方は退職時積増し(一時払)ができません。 ※年金受給権取得を繰り延べる場合の退職時積増し(一時払)は、繰り延べ前のお申し込みとなり、繰り延べ後のお申し込みはできません。	
配 当 金	・毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。 ・年金受給権取得前の配当金は、一時金受取できません。全額が積立金の積増しに充当されます。 なお、年度途中で脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。	
積立金の残高通知	年1回(毎年12月頃)、ご本人に通知します。	
脱退一時金 	年金受給権取得日前(保険料払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時時点の積立金を一時金でお受け取りいただけます。	
脱退一時金の受取人	ご加入者	
遺 族 年 金	年金受給権取得前にご加入者が死亡された場合には、ご遺族は10年確定年金でのお受け取りを選択することもできます。ただし、年金月額1万円未満の場合は一時金でお受け取りいただけます。	遺族年金はお取り扱いしておりません。遺族一時金でお受け取りいただけます。
遺族一時金 	年金受給権取得日前(保険料払込期間中)にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払保険料と半年払(ボーナス払)保険料のそれぞれ1回分)を加算した額をお受け取りいただけます。	
遺族年金・一時金の受取人	ご遺族(※) (※)ご遺族とはご加入者の配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹を指します。(お受け取りの順位は労働基準法施行規則第42条から第45条の定めに従います。) (注)ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。 また、遺言により受取人を変更することもできません。(労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。)	



加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料払込累計額を下回ることがあります。詳しくは「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」(P7)をお読みください。

給付額試算表 積立金、年金月額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

年金(旧自由選択)コース <月払保険料10,000円(10口)・半年払(ボーナス払)保険料20,000円(20口)加入、65歳年金開始の場合>

◆ 月払給付額試算表

(単位:円)

加入 年数 (年)	保険料払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	年金月額		
			10年確定年金	15年保証終身年金	
			男性・女性共通	男性	女性
1	120,000	約118,700	約1,040	約550	約490
2	240,000	約238,600	約2,090	約1,100	約980
3	360,000	約360,000	約3,150	約1,670	約1,490
4	480,000	約482,600	約4,230	約2,240	約1,990
5	600,000	約606,500	約5,310	約2,810	約2,510
10	1,200,000	約1,247,100	約10,930	約5,790	約5,160
15	1,800,000	約1,923,800	約16,870	約8,930	約7,960
20	2,400,000	約2,639,300	約23,140	約12,260	約10,920
25	3,000,000	約3,395,700	約29,770	約15,770	約14,050
30	3,600,000	約4,196,300	約36,790	約19,490	約17,360
35	4,200,000	約5,043,700	約44,230	約23,430	約20,870
40	4,800,000	約5,940,700	約52,090	約27,600	約24,580
45	5,400,000	約6,888,900	約60,410	約32,010	約28,510

◆ 半年払(ボーナス払)給付額試算表

(単位:円)

加入 年数 (年)	保険料払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	年金月額		
			10年確定年金	15年保証終身年金	
			男性・女性共通	男性	女性
1	40,000	約39,400	約340	約180	約160
2	80,000	約79,300	約690	約360	約320
3	120,000	約119,500	約1,040	約550	約490
4	160,000	約160,300	約1,400	約740	約660
5	200,000	約201,500	約1,760	約930	約830
10	400,000	約414,400	約3,630	約1,920	約1,710
15	600,000	約639,400	約5,600	約2,970	約2,640
20	800,000	約877,200	約7,690	約4,070	約3,630
25	1,000,000	約1,128,600	約9,890	約5,240	約4,670
30	1,200,000	約1,394,700	約12,230	約6,480	約5,770
35	1,400,000	約1,676,400	約14,700	約7,790	約6,930
40	1,600,000	約1,974,500	約17,310	約9,170	約8,170
45	1,800,000	約2,289,700	約20,070	約10,640	約9,470

(注)上記のほか、「15年確定年金」、「15年保証夫婦終身年金」があります。

税制適格コース <月払保険料10,000円(10口)・半年払(ボーナス払)保険料20,000円(20口)加入、65歳年金開始の場合>

◆ 月払給付額試算表

(単位:円)

加入 年数 (年)	保険料払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	年金月額		
			10年確定年金	15年保証終身年金	
			男性・女性共通	男性	女性
1	120,000	約118,200	約1,030	約540	約480
2	240,000	約237,600	約2,080	約1,100	約980
3	360,000	約358,200	約3,140	約1,660	約1,480
4	480,000	約479,900	約4,200	約2,230	約1,980
5	600,000	約603,000	約5,280	約2,800	約2,490
10	1,200,000	約1,238,600	約10,860	約5,750	約5,120
15	1,800,000	約1,910,000	約16,750	約8,870	約7,900
20	2,400,000	約2,619,100	約22,960	約12,170	約10,840
25	3,000,000	約3,368,100	約29,530	約15,650	約13,940
30	3,600,000	約4,159,300	約36,470	約19,320	約17,210
35	4,200,000	約4,994,600	約43,800	約23,200	約20,670
40	4,800,000	約5,878,300	約51,540	約27,310	約24,330
45	5,400,000	約6,811,800	約59,730	約31,650	約28,190

◆ 半年払(ボーナス払)給付額試算表

(単位:円)

加入 年数 (年)	保険料払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	年金月額		
			10年確定年金	15年保証終身年金	
			男性・女性共通	男性	女性
1	40,000	約39,200	約340	約180	約160
2	80,000	約78,900	約690	約360	約320
3	120,000	約118,900	約1,040	約550	約490
4	160,000	約159,400	約1,390	約740	約660
5	200,000	約200,300	約1,750	約930	約820
10	400,000	約411,500	約3,600	約1,910	約1,700
15	600,000	約634,700	約5,560	約2,940	約2,620
20	800,000	約870,300	約7,630	約4,040	約3,600
25	1,000,000	約1,119,300	約9,810	約5,200	約4,630
30	1,200,000	約1,382,200	約12,120	約6,420	約5,720
35	1,400,000	約1,659,800	約14,550	約7,710	約6,870
40	1,600,000	約1,953,600	約17,130	約9,070	約8,080
45	1,800,000	約2,263,900	約19,850	約10,520	約9,370

(注)上記のほか、「15年確定年金」、「15年保証夫婦終身年金」があります。

必ずお読みください

〈給付額試算表の数値について〉

●給付額試算表の数値は次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。また、積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。なお、年金月額は、積立金(年金原資、脱退一時金額)をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

(1)JFEグループドリーム年金ご加入者全員の加入口数の合計が常に以下の口数を共に維持し、保険料が毎月所定の払込期日までに入金されたものとして扱います。加入口数の合計は、月払は2023年10月分、半年払(ボーナス払)は2023年7月分の加入口数にもとづき設定しています。

- 年金(旧自由選択)コース：月払 30,350口 半年払(ボーナス払) 78,700口
- 税制適格コース：月払 10,400口 半年払(ボーナス払) 22,150口

(2)積立金は、各引受保険会社の予定利率および引受割合(2023年11月1日時点)にもとづき計算しています。

年金月額は、事務幹事会社(第一生命保険)の予定利率(2023年11月1日時点)にもとづき計算しています。

(3)積立金、年金月額はいずれか1つを選択した場合の金額です。

(4)記載の数値には配当金を加算していません。

●加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料払込累計額を下回ることがあります。

●年金の受取要件については、「1.年金」(P4)をお読みください。

●15年保証終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。

●年金(旧自由選択)コースは、年金月額が1万円(月払分と半年払(ボーナス払)分の合計額)未満の場合には一時金でお受け取りいただけます。また、積立期間が2年未満または45歳未満のいずれかに該当する場合も、一時金でお受け取りいただけます。

税制適格コースは、年金でお受け取りいただけます。ただし、積立期間が10年未満または55歳未満のいずれかに該当する場合は、一時金でお受け取りいただけます。

1 年金

年金受給権取得時(年金受給権取得を繰り延べた場合は繰延終了時)に、積立金(年金原資)の委託先を「引受保険会社」(P5)の中から1社お選びいただきます。
(ただし、年金の支払事務は事務幹事会社が行います。)

	年金(旧自由選択)コース	税制適格コース
年金の種類	年金受給権取得時に①10年確定年金、②15年確定年金、③15年保証終身年金、④15年保証夫婦終身年金の4種類の中からお選びください。(注1)年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者に年金をお受け取りいただきます。	
年金受給権取得日(年金開始日)	払込満了日の翌月1日 加入2年以上かつ満45歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日	加入10年以上かつ満55歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日。なお、満60歳未満で年金受取を開始する場合は、上記年金種類の③④いずれかを選択してください。①②いずれかを選択する場合には、年単位で満60歳以上となるまで年金受給権の取得を繰り延べることとなります。
年金受給権取得の繰延	①年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べるができます。 ②繰延選択以後は、保険料のお払い込み・一部払出し(減口払出し)はできません。また、繰延期間の短縮・延長・繰延期間終了後の再繰延もできません。	①年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べるができます。 ②繰延選択以後は、保険料のお払い込みはできません。また、繰延期間の短縮・延長・繰延期間終了後の再繰延もできません。
配当金	・毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。<u>決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。</u> ・年金受給権取得後の配当金は、一時金受取できません。全額が年金の買い増しのための保険料に充当されます。なお、年度途中で脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。	
年金受取時期	年金は3か月分まとめて年4回(1月、4月、7月、10月)、指定口座へお支払いします。 なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。	
年金受取人	ご加入者 (注)ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。また、遺言により受取人を変更することもできません。(労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。)	
年金の受取額	積立金をもとに、年金受取開始時点における予定利率等により算出した額となります。なお、年金月額1万円未満の場合は年金のお受け取りに代えて一時金でお受け取りいただきます。	積立金をもとに、年金受取開始時点における予定利率等により算出した額となります。なお、年金月額1万円未満の場合でも年金でお受け取りいただけます。
年金受取期間中の死亡	確定年金の受取期間中や終身年金の保証期間中にご加入者が死亡された場合、ご遺族(注2)に残余(終身年金の場合は残余保証)期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余(終身年金の場合は残余保証)期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。終身年金の場合、受取累計額が保険料払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。	
給付金請求時の取扱	ご加入者の死亡によりご遺族(注2)に年金をお受け取りいただく場合は、戸籍謄本や住民票等が必要となります。	

(注1)「10年・15年確定年金」… ●年金開始日以降、10年確定年金では10年間、15年確定年金では15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。

●年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。

●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族(注2)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

「15年保証終身年金」(※)… ●年金開始日以降、15年間(保証期間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。

保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。

●保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。

●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族(注2)に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

「15年保証夫婦終身年金」(※)… ●15年間(保証期間)はご加入者および配偶者(注3)の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。

保証期間経過後はご加入者が生存されている場合は保証期間中と同額、ご加入者が死亡され配偶者(注3)が生存されている場合は保証期間中の60%の金額の年金を生存されている限りお受け取りいただきます。

●保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者または配偶者(注3)が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。

(※)ご加入者および配偶者が死亡された時期によっては、受取累計額が保険料払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

(注2)「積立期間中の取扱いについて」の「遺族年金・一時金の受取人」(P2)をお読みください。

(注3)15年保証夫婦終身年金を選択する場合、配偶者は民法上の婚姻関係にある方でご加入者との年齢差がご加入者が配偶者より年長の場合は15歳以内、ご加入者が配偶者より年少の場合は10歳以内であることが必要です。



加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料払込累計額を下回ることがあります。
詳しくは「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」(P7)をお読みください。



一時金

年金(旧自由選択)コースから一時金を選択の場合

年金受給権取得時の積立金からご希望に応じて、全額または一部を一時金でお受け取りいただけます。

※税制適格コースについても、年金のお受け取りに代えて、年金受給権取得時の積立金を全額一時金でお受け取りいただくことができます。

引受保険会社

この保険は保険料の払込割合および給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。(給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。)なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

●引受保険会社 および保険料の 払込割合 (2023年11月1日時点)

年金(旧自由選択)コース
第一生命保険株式会社[事務幹事会社] 41.8% 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)
日本生命保険相互会社 42.0%
明治安田生命保険相互会社 11.5%
住友生命保険相互会社 4.7%

税制適格コース
第一生命保険株式会社[事務幹事会社] 46.5% 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)
日本生命保険相互会社 42.0%
明治安田生命保険相互会社 11.5%

契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者(団体)の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

個人情報の取扱

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)[以下、個人情報]を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ② 生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供および契約の維持管理
- ③ 生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
- ④ その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

1. 保険料

年金(旧自由選択)コースに払い込まれた保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

税制適格コースに払い込まれた保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。

ただし、加入月より保険料払込満了月までの期間が10年未満の場合は、払い込まれた保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

※生命保険料控除税制改正について

2012年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。

ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては2011年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

2. 年金等

年 金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。

(2013年1月より復興特別所得税が含まれます。)

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)

※2010年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。

年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

※2013年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。

(所得税法第209条、所得税法施行令第326条)

より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

脱退一時金・ 一部払出し (減口払出し)

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となり、最高50万円の特別控除が適用されます。

所得金額は以下のとおりとなります。

〈脱退一時金〉

一時所得金額＝脱退一時金－払込保険料累計額－特別控除(最高50万円)

〈一部払出し(減口払出し)〉

一時所得金額＝一部払出し金額－払込保険料相当額(※)－特別控除(最高50万円)

(※) 払込保険料相当額とは、払込保険料のうち払出し金額に相当する部分です。

払込保険料相当額＝払込保険料累計額×一部払出し金額／積立金残高

一時所得金額の1/2が他の所得と合算され、課税対象となります。

なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。

(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

遺族一時金

相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があつた場合には、それらを合算して適用されます。

(相続税法第3条・第12条)

(注) 税務のお取り扱いについては、2023年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

この「注意喚起情報」は、加入（増口）のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。

加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、年金・一時金のお支払い条件や、お支払いできない場合などの詳細や契約内容などにつきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1. 加入（増口）のお申し込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ制度の適用はありません）

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入（増口）のお申し込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。

加入（増口）に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. 加入の責任開始期

- ・ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- ・生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金・一時金をお支払いできない場合

- ・継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。
ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人（故意にご加入者を死亡させた者は除く）にお支払いすることとなります。（年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。）
- ・ご契約者（団体）が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。
この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ・ご契約者（団体）、ご加入者、受取人または継続受取人（※1）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ・この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由（※2）が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。

（※1）継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

（※2）重大な事由とは、以下のとおりです。

- ①ご契約者（団体）、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由が発生させたとき（未遂を含みます）。
- ②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき（未遂を含みます）。
- ③その他、ご契約者（団体）、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4. 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

5. 積立金（年金原資、脱退一時金額）について

この保険ではお払い込みいただいた保険料がそのまま積み立てられるのではなく、保険料から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがって、**加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が保険料払込累計額を下回ることがあります。金額については、「給付額試算表」（P3）をご確認ください。**

6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- ・年金・一時金のご請求は、ご契約者（団体）経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかにJFEライフ株式会社にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類をご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、JFEライフ株式会社にご連絡ください。
年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- ・年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかにJFEライフ株式会社にご連絡ください。

7. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際に見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定利率等を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者（団体）に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- ・保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
[生命保険契約者保護機構] TEL：03-3286-2820 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。同協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者（団体）経由にて承りますので、JFEライフ株式会社各営業所（P8）へお問い合わせください。

東京保険グループ

〒111-0051 東京都台東区蔵前2-17-4 JFE蔵前ビル7階
TEL 03-3864-3649 / FAX 03-3864-5319
☎ 0120-202-750

千葉保険グループ

〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1 JFEスチール(株) 東日本製鉄所(千葉地区)内 本館1階
TEL 043-262-2152 / FAX 043-262-4204
☎ 0120-215-480

京浜・エンジ保険グループ

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1 JFE鶴見ベイプラザ1階
TEL 045-506-3005 / FAX 045-503-5330
☎ 0120-703-044

知多保険グループ

〒475-8611 愛知県半田市川崎町1-1 JFEスチール(株) 知多製造所内 別館ビル3階
TEL 0569-24-2810 / FAX 0569-24-2898
☎ 0120-365-980

津出張所

〒514-0301 三重県津市雲出鋼管町1 社員クラブ
TEL 059-246-3730 / FAX 06-6342-0684
☎ 0120-055-874

阪神保険グループ

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ10階
TEL 06-6342-0680 / FAX 06-6342-0684
☎ 0120-771-337

倉敷保険グループ

〒712-8007 岡山県倉敷市鶴の浦1-5-5
TEL 086-444-4500 / FAX 086-447-4409
☎ 0120-460-365

福山保険グループ

〒721-0931 広島県福山市鋼管町1 JFEスチール(株) 西日本製鉄所(福山地区)管理センター 別館1階
TEL 084-941-3357 / FAX 084-943-2103
☎ 0120-237-816

Memo

申込書の提出先



社内メール

ご返送はJFEグループの社内メールでお願いします。

蔵前 JFEライフ株式会社 保険本部 業務部 行



ご郵送

社内メールをご利用できない方は、下記へご郵送ください。

JFEライフ株式会社 保険本部 業務部 行

〒111-0051 東京都台東区蔵前2-17-4 JFE蔵前ビル7階

<https://www.jfe-life.co.jp/hoken/>



JFE ホールディングス 株式会社

JFE